

令和4年7月12日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和4年7月12日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	赤司 久美 委員
2番	秋永 憲一 委員
3番	今村 裕一 委員
4番	内田 正隆 委員
5番	江上 哲夫 委員
6番	大石 敏裕 委員
7番	甲斐サエ子 委員
8番	笠 幸夫 委員
9番	黒岩 純 委員
10番	古賀 喜治 委員
11番	後藤 靖子 委員
12番	末次 龍夫 委員
13番	田中 文 委員
14番	田中 修二 委員
15番	田中 弥生 委員
16番	手島富士雄 委員
17番	富安 辰行 委員
18番	鳥越 文生 委員
19番	中村 裕 委員
20番	林田 高夫 委員
21番	日比生和雄 委員
22番	深川 嘉穂 委員
23番	柳 壽祥 委員

欠席委員は次のとおりである。

山口 啓一 委員

事務局の出席者は5名である。

事務局 それでは、皆さん、おはようございます。
7月の総会開催に当たり、報告いたします。
本日は、現委員数24名中、現時点で23名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、総会は成立しているところでございます。
それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。ただいまより7月農業委員会総会を開催いたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので付議いたします。
所有権移転、東部地域、1番から6ページ、14番までの14件です。
西部地域、15番から7ページ、17番までの3件です。
以上、審議番号1番から17番までの各申請案件につきまして、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりました。
本議案の審議番号6番は、新規就農者の取得案件ではありますが、聞き取り調査の結果については、事前の資料で確認していただいているということで割愛をさせていただきます。
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 8ページをお願いいたします。
第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。
東部地域1番、1件です。
1番、申請地、田主丸町益生田、田、941㎡、申請理由、申請地を貸露天駐車場として利用するものです。
西部地域、2番、1件です。
2番、申請地、安武町武島、畑、93㎡、申請理由、申請地を自己用住宅の敷地として拡張するものです。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。
審査会からの審査結果についてですが、事前の資料で確認していただいているということで、割愛をさせていただきます。
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第2号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。
続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

9ページをお願いいたします。

第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から、10ページ、5番までの5件です。

1番、申請地、善導寺町飯田、畑、171㎡、申請理由、申請地を取得して露天駐車場として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、田主丸町竹野、畑、420㎡、申請理由、申請地を取得して、露天資材置場の敷地を拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、田主丸町竹野、畑、1,822㎡、申請理由、申請地を取得して、露天資材置場として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

4番、申請地、田主丸町田主丸、田、1,214㎡、申請理由、申請地を取得して、共同住宅2棟14戸を建築するものです。

10ページをお願いいたします。

5番、申請地、田主丸町殖木、畑、808㎡、申請理由、申請地を取得して、共同住宅2棟16戸を建築するものです。

西部地域、6番から11ページ、11番までの6件です。

6番、申請地、上津町、畑、231㎡、申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

7番、申請地、大善寺町夜明、田、3筆、計156.66㎡、申請理由、申請地を取得して、貸露天駐車場として利用するものです。

8番、申請地、安武町武島、畑、86㎡、申請理由、申請地を取得して自己用住宅を建築するものです。

11ページをお願いいたします。

9番、申請地、三潞町高三潞、田、2筆、計1,994㎡、申請理由、申請地を取得して、宅地分譲（10区画）として利用するものです。

10番、申請地、三潞町田川、田、877㎡、申請理由、申請地を利用して、建売住宅（4戸）を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

11番、申請地、三潞町玉満、田、349㎡、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

審議案件は以上となります。

なお、9ページの審議番号3番の案件につきましては、県農業会議の意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認いただいているということで、割愛をさせていただきます。
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第3号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。
なお、審議番号3番は許可相当として、県農業会議と意見聴取いたします。
続きまして、第4号議案、非農地証明についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 12ページをお願いいたします。
第4号議案、非農地証明について、非農地証明願が提出されたので付議いたします。
東部地域、1番から、13ページ3番までの3件です。

1番、申請地、善導寺町飯田、田、4筆、畑、4筆の8筆、計447㎡、現況、宅地、証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ建築後に10年以上経過しているものです。地図ナンバーは14です。

13ページをお願いいたします。

2番、申請地、田主丸町石垣、畑、2筆、計232㎡、現況、山林、証明理由、自然災害等で農地として原状回復が著しく困難な土地であると認められるものです。地

図ナンバーは15です。

3番、申請地、田主丸町竹野、畑、454㎡、現況、山林、証明理由、自然災害等で農地として原状回復が著しく困難な土地であると認められるものです。

西部地域、4番、1件です。

4番、申請地、三潞町田川、田、5筆、計840㎡、現況、宅地、証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは17です。

なお、2番と3番につきましては、非農地証明の事務取扱要領にある一般基準のうち、通常上がってくる非農地化後20年以上経過しているものとは別に定められているものです。今回の申請地では、豪雨災害に対する福岡県の防災治山事業を実施するためには、農地を山林へ変更し、保安林指定をすることが条件となるために、非農地証明願が提出されたものになります。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。続きまして、第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。第5号議案、審議番号3番は、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与の制限に該当いたします。よって、第5号議案は、審議番号3番とそれ以外に分けて審査いたします。議席番号21番、****委員の退席を求めます。

議 長 それでは、審議番号3番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 14ページ、お願いいたします。

第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので、付議いたします。

審議番号3番の1件です。

3番、申請人、*****、*****、経営面積、1万6,252㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第5号議案、審議番号3番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案、審議番号3番は可決されました。

審議番号3番の審議審査は、審議が終了しましたので、退席されています、議席番号21番、*****委員の出席を求めます。

議 長 *****委員に報告をいたします。審議番号3番は、可決されました。続きまして、審議番号3番を除く第5号議案についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 14ページ、お願いいたします。

第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申

請について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので、付議いたします。

審議番号1番、2番の2件です。

1番、申請人、津福今町、****、経営面積7,940㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

なお、こちらの案件につきましては、申請人は市の青年等就農計画の認定を受けており、新規就農者と認められております。農用地利用適正化あっせん事業において、農業委員会が定める経営面積の基準では、178a以上となっておりますが、面積の基準の特例として、権利を取得させるべきものが新規就農者である場合とあり、今回の申請者は、その特例に該当しているため、現在の経営面積が178aを下回っていても、名簿登録の基準に該当するものとなっております。

2番、申請人、田主丸町恵利、****、経営面積、15万5,710.49㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。審議番号3番を除く第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、審議番号3番を除く第5号議案は可決されました。
続きまして、第6号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 15ページをお願いいたします。

第6号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

第1区、1番から16ページの4番までの4件です。

1番、所在地、大橋町合楽及び田主丸町牧、田、4筆、計7,940㎡、推進機構への売り渡しとなります。

2番、所在地、大橋町合楽、田、2,547㎡、推進機構への売り渡しとなります。

3番、所在地、草野町吉木、田、4筆、計5,057㎡、推進機構からの買入れとなります。

16ページ、お願いいたします。

4番、所在地、宮ノ陣町五郎丸、田、1,834㎡、推進機構からの買入れとなります。

第2区、5番の1件です。

5番、所在地、田主丸町恵利、田、1,354㎡、推進機構への売り渡しとなります。

第3区、6番から17ページの12番までの7件です。

6番、所在地、北野町大城、田、2,011㎡、推進機構への売り渡しとなります。

7番、所在地、北野町大城、田、2,014㎡、推進機構からの買入れとなります。

17ページ、お願いいたします。

8番、所在地、北野町大城、畑、5筆、計5,310㎡、推進機構への売り渡しとなります。

9番、所在地、北野町大城、田、1,317㎡、推進機構への売り渡しとなります。

10番、所在地、北野町上弓削、田、2筆、計2,910㎡、推進機構への売り渡しとなります。

11番、所在地、北野町中川、田、2,646㎡、推進機構からの買入れとなります。

12番、所在地、北野町仁王丸、田、4筆、計1万3,206㎡、推進機構からの買入れとなります。

18ページをお願いいたします。

第4区、13番、14番の2件です。

13番、所在地、城島町内野、田、3,124㎡、推進機構への売り渡しとなります。

14番、所在地、城島町檜津、田、6,065㎡、推進機構からの買入れとなります。

第5区、15番の1件です。

15番、所在地、三潞町田川、田、1,984㎡、推進機構からの買入れとなります。

なお、この案件は、農業経営基盤促進法第18条第3項第2号に該当しており、**

****の構成員である申請人が取得し、同法人に貸し付けるものです。

以上、審議番号1番から15番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって、久留米市長宛てへ通知いたします。
続きまして、第7号議案、農用地の買入協議要請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 19ページ、お願いいたします。

農用地の買入協議要請について、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、市長へ農用地の買入協議を要請したいので付議いたします。

第1区、1件です。

1番、所在地、宮ノ陣町八丁島、田、4筆、計1万3,812㎡、要請理由、あっせん相談により、地元農地利用最適化推進委員によるあっせん協議を行い、認定農業者への集積が図られるよう調整を試みましたが、売り渡し希望価格において調整が不調に終わっています。しかしながら、当該農用地は、久留米市農業基本構想の実現など将来的な見地から見た優良農地であり、認定農業者への集積を図るため、市長への買入協議を行うものです。

買入協議の制度について説明いたします。

農地所有者から農地を売りたいとの相談があったものの、買い手である認定農業者

等との売買の協議は整わないことにより、優良な農地が認定農業者以外の方に渡ってしまうような可能性がある場合があります。このような場合に、農業委員会が認定農業者に農地を集積するため、推進機構が一旦買い入れることが必要と認め、久留米市長から推進機構に対し、その農地を一旦買い入れてもらうよう、買入協議の通知を出すとともに、所有者に対しても農地を推進機構へ買い入れてもらうよう協議を行っていることを通知して、農地の所有者と推進機構で協議を行い、売買を行うというのが買入協議制度です。

通常、推進機構を通しての売買の場合は、800万円の特別控除があるわけですが、今回の買入協議の場合は、1,500万円までの特別控除が受けられることとなります。なお、この案件は、土地の所有者から地元の推進委員さんに、土地売買の相談がなされたものの、売買価格、又は買入時期などで売買がまとまらない状態となっていることから、今回土地所有者から買入協議申請がなされたものです。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員 これは、久留米市が買い上げるということになるんですか。

事 務 局 この農地が、優良な農用地であり、利用集積を図る必要があるという判断のもとで、買入協議を久留米市長に行うかどうかというのが今回の議案であります。今回の7月総会で議案が可決されたならば、農業委員会から久留米市への買入協議の要請を行います。買入協議を受けた久留米市は、推進機構そして土地の所有者に、買入協議の通知を発送いたします。その後、買入協議通知を受け取った土地の所有者と推進機構の間で、土地の売買の協議を行うとともに、推進機構は税務署と1500万円の特別控除を認める事前協議を行います。

委 員 推進機構は新たに買う農家を探すということでしょうか。

事 務 局 そういことです。

委 員 6号議案の人たちとはどう違うのか。

事務局 その方たちは全部800万円以内の売買金額です。

委員 この方は800万円を超えるからということか。

事務局 そうです。

議長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、質疑も出尽くしたようですので、これで質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第7号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て、通知をいたします。
続きまして、第8号議案、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等」の決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 20ページをお願いいたします。
第8号議案、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等」の決定について、農業委員会等に関する法律第37条の規定による令和3年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価（案）及び令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）を作成いたしましたので付議いたします。
農業委員会では、農業委員会の農地等の利用の最適化、遊休農地の解消等、その状況やその他の事務の実施状況を公表することとなっております。
情報の交渉につきましては、この総会で議案承認をホームページ等で公表する予定となっております。
それでは、第8号議案別紙のほうをお願いいたします。

(別紙にて説明)

第8号議案について、説明は以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第8号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第8号議案は可決されました。続きまして、報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第4号、土地改良事業参加資格交替について、事務局の説明を省略いたします。それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。よって、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。次に、お諮りをいたします。今総会におきまして、議決されました案件で、条項・字句・数字その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なしの声」

議 長 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項・字句・数字その他の

整理は議長に委任することに決定をしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、2番、秋永憲一委員、14番、田中修二委員をお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。